

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

学校学習支援指導者資格の資格認定に関する規定

平成30年4月2日業務執行理事会規定

(目的)

第1条 この資格は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「本連盟」という。）が、推進する正しいボールルームダンスの啓蒙にあたり、学校学習支援の指導に関する正しい技能及び知識等を習得した者に与える資格である。

(学校学習支援指導者資格)

第2条 本連盟は、学校学習におけるボールルームダンスを教授する能力を有する者を養成するため、学校学習支援指導者資格を認定する為の認定講習を（以下「認定講習」という。）を行う。

- 2 認定講習を受講した者を学校学習におけるダンスを正規に教授する能力を有する者として、本連盟の学校学習における指導者名簿に登録する。

(資格の種類)

第3条 資格の種類は次の通りとする。

- 1 学校学習支援指導者資格1級。
- 2 学校学習支援指導者資格2級

(学校学習支援指導者資格の職務)

第4条 学校学習支援指導者資格職務は以下のとおりとする。

- 1 1級は、JBDF 初めてのボールルームダンス指導者養成講習会の講習講師及び、2級の職務の範囲。
- 2 2級は、学校授業におけるボールルームダンスの指導又は教員の補助及び学校課外活動における指導又は教員の補助。

(学校学習支援指導者資格の認定)

第5条 学校学習支援指導者資格の認定は、原則として資格審議委員会が行う。

- 2 資格の認定は、資格審議委員会が施行する講習を受け、資格審議委員会の承認を得たものとする

(受講資格)

- 第6条 学校学習支援指導者資格1級の受講資格は、学校学習支援指導者資格2級の所持者で、1・2級のプロダンス資格又は、1・2級のアマチュア指導員資格所持者の正会員で、本連盟及び都道府県連盟より推薦を受けたものとする。
- 2 学校学習支援指導者資格2級の受講資格は、プロダンス資格3級以上又は、アマチュア指導員資格3級以上の所持者の正会員で、都道府県連盟より推薦を受けたものとする。

(講習内容)

- 第7条 学校学習支援指導者資格認定のための講習は、本連盟の理解度を高めると共に、学校教育における指導者の有り方及び、学校教育におけるダンスの教授法等について行う。
1. 学校学習支援指導者1級資格認定のための講習は、学校教育における指導者の有り方等について2単位。
 2. 学校学習支援指導者2級資格認定のための講習は、学校教育における指導者の有り方等について2単位及び、学校教育におけるダンスの教授法について2単位を行う。

(実施細則)

- 第8条 この規定に必要な事項は、別に定める。

附則

この規定は 平成30年 4月 2日から施行する。